

平成30年12月

奨学金繰上返還のご案内

公益財団法人大阪府育英会の奨学金をご利用いただいている保護者の皆様へ、奨学金繰上返還のご案内です。

当会が貸付した奨学金には、返還の義務があります。また、奨学金は、いつでも、全額または一部を繰り上げて返還することができます。

ご希望の方は、当会までご連絡をお願いします。また、ご連絡の際には、繰上返還の希望額をお伝えください。後日、納付書（振込手数料は育英会が負担します。）を送付します。

※繰上返還は任意です。返還の強制を目的とするものではありません。

【繰上返還の目的】

○借用人の将来の負担軽減を目的とします。

【奨学金繰上返還の受付条件】

○1万円以上（1,000円単位）

○平成31年3月15日（金）までに返還可能な方

【本件問合せ先】

公益財団法人大阪府育英会
総務部 採用貸付課

住所：〒534-0026
大阪市都島区網島町6番20号
大阪私学会館2階

電話：06-6357-6272